

平成23年度法教育懸賞論文コンクールの審査結果について
(座長談話)

1 はじめに

法教育推進協議会では、昨年度に引き続き、本年度も日本司法支援センター（法テラス）、社団法人商事法務研究会と共催（日本弁護士連合会、日本司法書士会連合会後援）で、法教育懸賞論文コンクールを実施した。本年度の募集論文のテーマは、「学校現場において法教育を普及させるための方策について―法教育の授業例を踏まえて―」とし、昨年度よりもより実践的な法教育の普及方策について論文を募集した。

今回も、全国から多数の論文の応募があり、法教育に対する関心が益々高まっていることが伺われた。応募があった論文については、まず、法教育推進協議会の法教育普及検討部会において審査を行い、同部会における審査結果を踏まえ、法教育推進協議会の決議により受賞作を決定した。

その結果、法教育推進協議会賞、日本司法支援センター賞、社団法人商事法務研究会賞各1通を受賞作として選出した。

なお、奨励賞については該当作なしとした。

2 全体講評

審査にあたっては、論文が法教育の授業例を通じた法教育の普及策となっているかどうか、授業の実践と普及策について論述のバランスが取れているかどうかといった点に留意した。応募作の中には、大量の添付資料が付いているものの、それについて本文に言及がないようなものも一部見受けられたが、大部分は、法教育の授業実践例を踏まえた形で普及策について具体的に論じられており、今後の法教育推進協議会における検討の参考になる提言も数多く見られたところである。

3 各賞論文講評

(1) 法教育推進協議会賞

受賞者 春田久美子氏（弁護士・福岡県弁護士会）

(講評)

生徒にとって魅力的で教員にとっても実践してみたいと思わせる具体

的かつ豊富な事例をもとに、ポイントを示しながら実現可能性のある普及方策が示されている。自らの経験に基づき、バリエーションに富んだ授業の在り方を呈示することを通じて、生徒の目線を大事にしつつ、どうしたら法教育が普及するかという視点をよく意識して論じられているという点において、優れた論文である。法教育の普及、推進活動に取り組んでいる法教育推進協議会の理念に最も合致しているものとして、法教育推進協議会賞にふさわしい内容であった。

(2) 日本司法支援センター賞

受賞者 松本榮次氏（兵庫県西宮市立上ヶ原南小学校教諭）

（講評）

「法について考えてみよう」という単元計画は、法教育の内容を構成する事項がバランス良く盛り込まれており、13時間（3か月間）の授業例として、一つのモデルになり得るものである。実践に基づいた具体的な提言がなされている点が評価されるほか、司法書士が参加して行われた授業を元に、司法書士等のリーガルプロフェッションが教材を作成することの意義など教育現場と法律専門家の連携も意識されている優れた論文である。司法書士等と連携して法教育の推進に取り組んでいる日本司法支援センターの名を冠した賞にふさわしい内容であった。

(3) 社団法人商事法務研究会賞

受賞者 三浦清和氏（京都府井手町立泉ヶ丘中学校教諭）

（講評）

教員の研修の活用という観点は新しい。また、全教員が関与する特別活動における法教育の実践例として修学旅行のルール作りを呈示しており、特別活動を通じて学校全体で法教育の広がりも期待できるという点で示唆の大きい内容である。新学習指導要領を踏まえた具体的な法教育実践の在り方を示しつつその発展の可能性も感じさせるという点において、優れた論文である。学校教育における法教育普及という観点から学校に対する支援を行っている社団法人商事法務研究会の名を冠した賞にふさわしい内容であった。

4 おわりに

受賞作は、いずれも法教育の普及にとって重要な提言を含むものであり、今後の法教育推進協議会の議論においても参考にさせていただきたいと考えている。

また、奨励賞は該当なしという結果になったが、受賞には至らなかった論文で呈示された法教育普及方策の中にも、目を引くようなものがあり、これらについても、今後の議論の参考にさせていただきたいと考えている。

今回は第2回目にあたるコンクールであったが、前回に劣らぬ意欲的な論文が応募された。これらの論文を通じて、我が国の学校教育に法教育が着実に広まりつつあることを確信するとともに、更なる法教育の普及、発展の可能性を感じたところである。

今後も法教育を題材とした懸賞論文コンクールを実施していく予定であり、多数の応募を期待したい。